

第12次労働災害防止計画の実施状況(平成26年分)について(補足)

※第91回労働政策審議会安全衛生分科会(平成27年6月18日)配付資料の抜粋

(平成26年実績について「平成26年労働安全衛生調査(労働環境調査)」(平成27年9月発表)を反映)

化学物質による健康障害防止対策

目標	危険有害性の表示と SDSの交付を行っている化学物質製造者の 割合(%)	平成24年	平成25年	平成26年	目標 (平成29年)
		—	—	ラベル表示 47.7% SDS 48.0%	80%

(注)表中「ラベル表示」は危険有害性がある化学物質のうち、労働安全衛生法でラベル表示が義務づけられていないものについて、譲渡・提供の際に、すべてにラベル表示を行っている事業場の割合をいう。
表中「SDS」は危険有害性がある化学物質のうち、労働安全衛生法でSDSの交付が義務づけられていないものについて、譲渡・提供の際に、すべてにSDSの交付を行っている事業場の割合をいう。

【12次防計画期間中のこれまでの取組】

- 改正労働安全衛生法等(化学物質のリスクアセスメントの義務化及びラベル表示対象物質の拡大)の施行(平成28年6月～)
- 「職場のあんぜんサイト」に約2,500物質のモデルラベル・モデルSDSを掲載
- ラベル・SDSやリスクアセスメントに関する相談窓口の設置・専門家による支援(H26～)
- 発がん性があると評価された化学物質のリスク評価を継続実施(H26Iは、11物質のリスク評価を実施。2物質がリスクが高く、健康障害防止措置を義務付ける必要があると結論)
- 化学物質の譲渡・提供時におけるSDSの確実な交付の指導

【12次防計画期間中の今後の主な取組】

上記取組に加え、

- 簡易なツールである「コントロール・バンディング」の改良
- 都道府県労働局、労働基準監督署を通じた改正法の周知・啓発